

名古屋港管理組合公報

平成19年3月1日
(木曜日)
第390号

目次

- 港湾施設の廃止…………… 1
○ 放置自動車の廃物認定…………… 1

告 示

名古屋港管理組合告示2号

次の港湾施設は、平成19年2月1日から廃止した。
平成19年3月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

施設の種類 係船浮標

名 称	位 置		沈 錘 の 重 さ ト ン	錨 の 重 さ 及 び 数 量 ト ン 個	錨 鎖 の 方 向 及 び 長 さ	標 準 係 船 能 力 (船 舶 の 総 ト ン 数) ト ン
	方 位 及 び 距 離	緯 度 及 び 経 度				
係船浮標 11番	潮見ふ頭新名古屋火力 発電所煙突(223)から 度メートル 000 1,470	度 分 秒 北緯 35 04 53.4 東経136 52 38.9	12	10×3	南南東、北西 及び東南東へ 各50メートル	15,000

名古屋港管理組合告示第3号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成19年3月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 松原 武久

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成19年3月15日までにこの自動車を撤去すること。
2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所 在 地	車 種 等	登 録 番 号 等	塗 色
18関004	東海市新宝町	トヨタ クレスト	三重33み66-50 GX90-3099158	グレー
18関005	東海市新宝町	トヨタ マークII	GX90-6507767	グレー
18建001	弥富市楠二丁目	BMW	不明	濃紺
18建002	弥富市楠二丁目	不明	不明	不明

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合